

福彩支援ニュース 第33号

2021.2



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子(みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592
北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

★訴訟についてメールでも随時お知らせしています。配信ご希望の方は apply@fukusaishien.com へご連絡を！

次回原告本人尋問 (第36回期日)

2/24(水) 10時開廷

★開廷時間の30分前に

傍聴整理券配布が締め切られます。

それより前にさいたま地裁B棟前にお集まりください。

急遽追加

第37回期日 **3/3(水) ★11時開廷**

第38回期日 **3/24(水) 10時開廷**

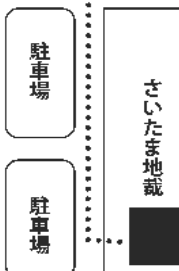
【原告本人尋問】2/24→5名、3/3→午後3名、3/24→5名を予定

*コロナ禍で傍聴席が制限されるため、原告関係者の傍聴を優先します。
抽選からもれた方は、右記の埼玉総合法律事務所まで待機してください。
休憩時に傍聴者を交替する等に対応する予定です。



マスク着用を
お願いします。

傍聴抽選にはずれた方は
▼埼玉総合法律事務所
で待機ください。休憩時に
傍聴者を交替して対応し
ます。また昼休み時間の
食事・休憩でも使えます。



1/13 第35回期日報告

福彩支援事務局

いつもご支援ありがとうございます。

昨年9月末から始まった原告本人尋問期日も、1月13日
で4回目を迎えました。

大事なお知らせです！ コロナ禍の影響で尋問に出頭で
きなかった原告のために、**3月3日(水)に第37回期日
が追加されます。** 上記開廷時刻をご確認ください。

1月13日の第35回期日は、さいたま地裁105法廷で
開かれ、コロナ禍を押して16名の方が傍聴に参加し

ました。証拠等の確認に続いて、原告代理人弁護団の
意見陳述が行われました。

原告側は、2002年に国が自ら作成・公表した「長期
評価」が、客観的・合理的根拠のある科学的知見であ
ることを詳細に論述し「長期評価の見解は、それまで
の科学的知見からは導かれない新たな考え方で、その
科学的根拠が示されていなかったから規制に取り入れ
なかった」とする国の主張の矛盾を追及しました。

また国は、「長期評価」の津波地震の想定は「津波地震
の発生メカニズム」を踏まえていないので合理的根拠
が認められない、と主張しますが、これは地震発生の
「メカニズム」がわからない限り、津波地震への防護

は不要、と言うに等しい暴論で、長期評価を貶める国の主張になんらの合理的根拠もない、と強く批判しました。

続いて、原告番号No.14:Mさん、No.24:Mさん、No.7:Oさん、No.2:Sさんの4名の原告が本人尋問に臨みました。この日出廷した原告が全員女性だったのは象徴的でした。

震災時、出産を控えた娘に付き添った原告。避難中に高齢の親の認知状態が悪化し、避難に付き添わざるを得なかった原告。いずれも情報がほとんどない中で「とにかく避難しろ」と、トラウマ(心的外傷)を引き起こすほどの混乱と恐怖に追い立てられながら、劣悪な避難所を転々とし、夫と離れて暮らす中、互いの意思疎通が難しくなり、家族がバラバラになっていく様が切々と語られました。

避難生活のイライラが妻に向けられ、うつ状態となってしまった方も。賠償をめぐる家族間のいさかいで「世帯分離」したり、地域や仲間のしがらみから妻だけが訴訟に参加したケースも。原告が共通して訴えたのは、「原発事故前の元の暮らしに戻してほしい」という切実な思いで、「事故後数年間の時間が記憶からすっぽりと抜け落ちている。その時間を返してほしい」という声もありました。

対する被告東電の代理人弁護士は、家族・親族間の分断をいつそう煽るような姿勢で、時に涙ながらに訴えられる原告の声にまったく向き合おうとしない、あまりに不誠実な尋問に言葉を失います。

原告本人尋問も残り3回です。

コロナ禍の急拡大でさまざまな困難が予想される状況ではありますが、次回以降の期日も、原発事故によって避難を余儀なくされた原告の声を聴き、勇気を振りしぼって出廷される原告を応援しましょう。

【次回期日】

★第36回期日 → **2月24日**(水) 10時開廷

★第37回期日 → **3月3日**(水) ★11時開廷

★第38回期日 → **3月24日**(水) 10時開廷

皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします！

代理人意見陳述

2020年1月13日 福彩訴訟第35回期日

平成26年(ワ)第501号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 29世帯96名

被告 国 外1名

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉 廣 慶 子

外

はじめに

本訴において原告らは、2002年に公表された「長期評価」(以下単に「長期評価」といいます。)に科学的合理性があることを前提に、「長期評価」の知見によれば想定しえた敷地高を超える津波に対する防護措置を講じるよう経済産業大臣が被告東電に対し規制権限を行使しなかった不作為は、遅くとも2008年には国賠法上違法になると主張しています。

この点被告国は、長期評価の示した知見には「審議会等の検証に耐え得る程度の客観的かつ合理的根拠」がなかったから、これを規制に取り入れず、津波評価技術に依拠して被告東電を規制していたことに問題はないと、自らを正当化しています。長期評価が合理的根拠のある科学的知見か否か、これが本件における責任論の最大の争点です。

そこで本意見陳述では、この点に関する従来の原告らの主張(第52、85、89-92準備書面等)・立証を整理し、被告国の主張の誤りを明らかにしていきたいと思ひます。

1 規制権限不行使の違法性の判断枠組みについて

(1) 最高裁は、国による規制権限の不行使は、「その権限を定めた法令の趣旨、目的やその性質に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるとき」、国賠法上違法となるとの判断枠組みを示しています。

原発の安全性を確保するため国の規制権限を定めた、原子力基本法、原子炉等規制法、電気事業法等の諸法令はいずれも、広域かつ多数の市民に深刻な被害をもたらす原発事故の危険性を踏まえ、万が一にも原発事故を起こさないことを法の趣旨・目的としています。

かかる趣旨・目的を達成するため、電気事業法から

委任を受けた技術基準省令62号は、経済産業大臣(保安院)に対し、原子炉施設が「技術基準に適合していないと認めるとき」、技術基準に適合させるよう電力事業者に命令を発する権限を付与しています。そして、同省令4条1項は、「想定される…津波…により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」、これに対する防護措置を講じるよう求めていますので、これを講じない事業者に対しては、経産大臣が適時適切に規制権限を発動すべきこととなります。

(2) 以上の法の趣旨からすれば、経産大臣が「想定される…津波…により原子炉の安全性を損なうおそれがある」かを判断する際の「想定」の前提となる科学的知見は、「通説的見解」である必要はなく、「客観的合理的な科学的知見」に基づき想定される津波に対する防護措置が講じられていなければ、国は規制権限を行使すべきと解するのが、法令の趣旨・目的に適います。

そして、日本海溝寄りのどこでも津波地震が発生し得るという「長期評価」で示された知見は、「想定される…津波…により原子炉の安全性を損なうおそれ」の有無を判断する際の根拠となる、合理的根拠を有する科学的知見であった。これが、原告らの主張です。

2 長期評価の知見には客観的合理的な科学的根拠があること(その1)

(1) 「長期評価」は国の機関たる地震本部の公的見解であること

「長期評価」を策定した地震本部地震調査委員会は、文部科学大臣を本部長として、過去の地震を評価し、将来の地震を長期的に予測することを任務とする、政府の公的機関です(甲A85佐竹健治証人調書3~4頁)。下記の図からも分かる通り、同本部は、単なる研究機関にとどまりませんし、私的な諮問機関でもありません。

地震本部は、「各地の地震防災に生かされていく」ものとして長期評価を策定しており、「長期評価」は、政府が各地の地震防災のために策定する公的な地震予測です(甲A85佐竹調書3~4頁、前掲阿部)。個々の学者の論文等とは全く異なる、公的な性格と目的を有するものです。

(2) 地震学等の専門家の充実した議論・検討を経て策定されたこと

この点被告国は、長期評価には結論しか示されておらず、その結論に至る根拠が明示されていないから、長

地震調査委員会、地震予知連絡会、判定会のちがひ

組織名	地震調査委員会	判定会	地震予知連絡会
位置づけ	国としての評価	東海地震の震前予知	情報と意見の交換
設置年度	1995年	1979年	1969年
機関	政府の公的機関	気象庁長官の私的諮問機関	国土地理院長の私的諮問機関
任命権者	総理大臣	気象庁長官	国土地理院長
委員数	12	6	30
備考	地震防災対策特別措置法により設置	大規模地震対策特別措置法に関連	突発は研究会

▲甲A117 阿部勝征「巨大地震 正しい知識と備え」226頁

期評価の科学的論拠が明らかでなかったと主張するようです。しかしそもそも長期評価は学術論文ではなく行政文書ですから、長期評価それ自体に学術的論拠を詳細に記載することは通常予定されておりません。長期評価の結論に至る科学的論拠は、長期評価の策定に至るまでの分科会等の議事録(甲A187の1~5)等から読み起こされるものであり、本件でこれらは既に証拠として提出されています。

海溝型分科会には、全国から多数の地震学者らが招聘され、多数回にわたる議論を経て、「長期評価」案が取りまとめられました。

これが、海溝型分科会の上位機関である長期評価部会、さらに地震調査委員会へと上程され、重ねて議論・検証された上で承認され、最終的に地震調査委員会の責任で「長期評価」が公表されました(甲A142、2002年8月1日・朝日新聞)。



▲甲A142 2002.8.1朝日新聞

このように、「長期評価」は多くの専門家による丁寧な審議と、多層的な合議体による検証を経て、策定・公表されたものであり、十分な客観的根拠を備えています。

3 長期評価の知見の客観的合理的な科学的根拠(その2)

(1)「想定最大」の考え方を原発防護の基礎に置くべきであったことには争いがないこと

長期評価の公表に先立つ1998年、国土庁・建設省等が作成・公表したいわゆる「7省庁手引き」(甲A15)は、既往地震が確認されていない領域についても、現在の知見に基づけば想定される最大規模の地震・津波を、防災対象に設定すべきとしました。

またその際、震害が小さくとも津波の大きい「津波地震」に配慮することが求められました。

この点被告国は、「7省庁手引き」の示した「想定最大」の考え方を引き継いだのが津波評価技術であると主張しており、想定最大の考え方をとるべきこと自体は肯定しています。したがって本件では、2002年時点で被告らが、既往最大ではなく、想定しうる最大規模の地震・津波に対する防護策を講じるべきであったという点については、争いがないといえます。

そうすると、長期評価に客観的合理的な根拠があり、原発の安全規制に取り入れられるべき知見であれば、被告らは、2002年の長期評価の公表後速やかに、長期評価で示された知見によれば日本海溝沿いで発生が想定された津波地震によってもたらされる福島第一原発

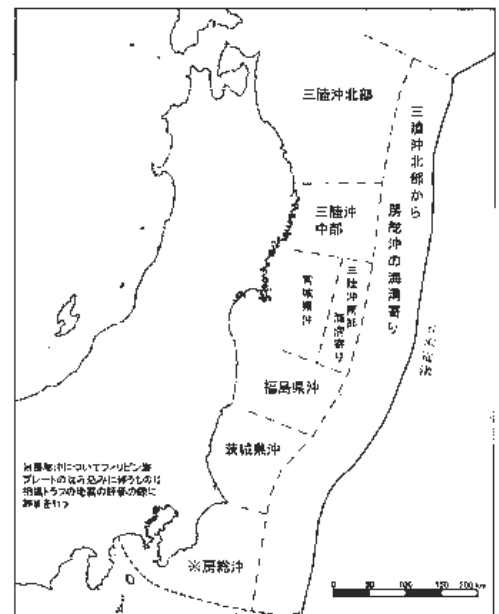
立地地点での最大規模の津波について、防護策をとるべきであったこととなります。

(2) 長期評価の示した日本海溝沿いの津波地震の想定がもつ科学的論拠

長期評価は、地震地体構造論のほか、「津波地震は海溝沿いで発生する」という知見及び、「日本海溝沿いで過去に3つの津波地震が発生した」、という点から、日本海溝沿いを陸沿いと分け、海溝沿いの南北を分けて1つの領域として評価しました。議論の前提とされた上記各知見はいずれも、海溝型分科会の審議過程で様々な角度から確認・検証された、科学的合理的根拠を有するものでした。

この点被告国は、長期評価の見解は、それまでの科学的知見からは導かれない新たな考え方であったのに、その科学的根拠が示されていなかったから規制に取り入れなかったと主張します。

そして、鶴哲郎氏らの論文(丙口62号証)等に依拠して、2002年当時、津波地震は日本海溝沿い北部(三陸沖)のような付加体の形成された特殊な海底構造でのみ発生するという考え方が支配的であったと主張し、これを前提に、日本海溝寄りの南部には付加体(海側プレートが沈み込む際に運んだ堆積物)が確認されておらず、北部と海底構造が異なるから、日本海溝沿い南部(福島沖)でも津波地震の発生を想定するのは不合理だったように主張しています。以下に、被告国の昨年8月18日付のプレゼン資料11ページの図を示しましたので、ご覧



ください。

しかし、こうした被告国の主張は、誤りです。以下詳細を述べます。

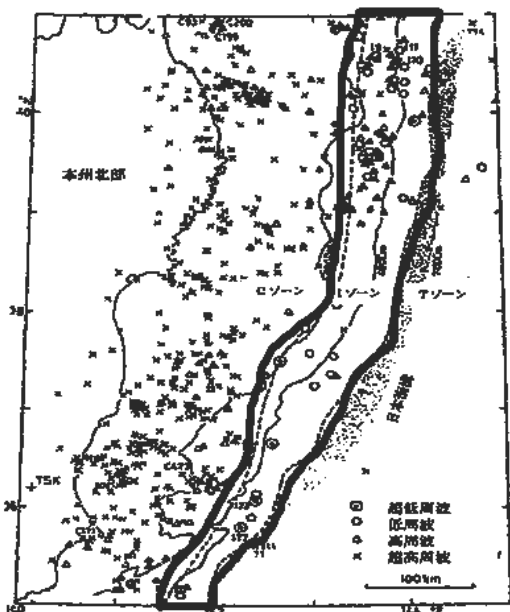
(3) 被告国の主張の誤り

(ア) 「津波地震」は海溝沿いで発生する地震である

津波地震とは、「断層が通常よりゆっくりとずれて、人が感じる震動が小さくても、発生する津波の規模が大きくなるような地震」をいいます。長期評価は、日本海溝寄りを陸寄りとは区別し、南北に長い一つの領域として設定し(甲A17、10頁表3-2、および16頁図1(下図))、この領域内で過去に3つの津波地震が発生しており、将来においても「三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りのどこでもM8クラスのプレート間地震(津波地震)が起こりうる」としました。本件で被告国は、この知見に科学的根拠がなかったかのように主張しています。

(イ) しかし、津波地震は巨大な低周波地震です。1970年代、明治三陸地震の解析により、人が感じにくい低周波(波長が長い)のゆっくりした大きな揺れにより、巨大な津波が生じたことが明らかになり、「津波地震」と名付けられていました(1972年、金森博雄)。

また、日本海溝沿いの南北にわたる内壁直下に、低周波および超低周波地震がほぼその領域でしか見られない「低周波地震ゾーン」があることも確認されました。(甲A121の2、深尾・神定論文)。下記にこの低周波地震ゾーンを图示しましたのでご覧ください。



▲深尾・神定(1980「低周波地震ゾーン」)

津波地震は低周波地震であり、日本海溝沿いの南北にわたり、この低周波地震が頻発している低周波地震ゾーンが存在するという知見が、「長期評価」策定当時、地震・津波の専門家に広く共有されていたことについては、福島地裁で都司氏・千葉地裁で島崎氏が証言しています(甲A114・121~131項、甲A116・9頁)

(ウ) 津波地震が日本海溝寄りで発生するという知見の合理性
また、近代的観測が可能になって以降に発生した津波地震(明治三陸沖地震(1896年)、アリューシャン地震(1946年)、ニカラグア地震(1992年)、ジャワ地震(1994年)、ペルー地震(1996年)等)はいずれも海溝軸近傍のプレート境界で起こっていることが確認されていました。佐竹健治氏は、この知見の確立に貢献した専門家の一人ですが、2003年、谷岡勇市郎氏との共著論文で、「1990年までの研究から津波地震は海溝軸近傍のプレート境界で発生していることが分かった」としています(甲A131「月刊地球」2003年5月号、349頁。下記図1参照)。

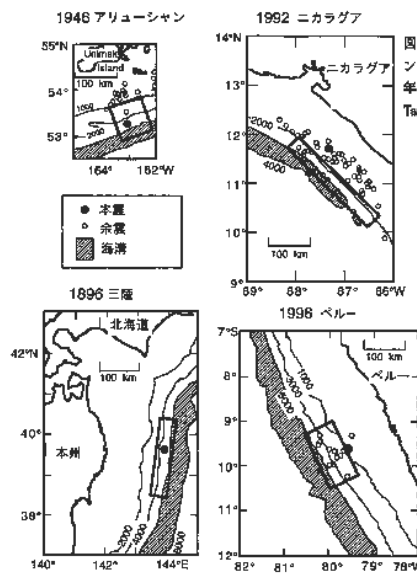


図1 4つ津波地震(1946年アリューシャン、1992年ニカラグア、1896年三陸、1996年ペルー)の断層モデル。Satake and Tsunoda(1999)より。

▲佐竹・谷岡(甲A131、「月刊地球」2003年5月号348頁)

その佐竹氏は、千葉地裁での証人尋問において、「津波地震というものは海溝沿いの浅いところで起きるといふ考え方は前からあった」(10頁)と繰り返し証言しています(甲A85)。

このように、津波地震は海溝沿いで起こるといふ知見は、「長期評価」策定当時すでに確立した知見となっていたのであり、この点は、被告国も争っていません。従って、「長期評価」が日本海溝寄りの領域を陸寄りとは区別して津波地震の発生可能性を評価したことは、科学的合理的根拠を有するものであったのです。

イ 津波地震の発生領域として日本海溝沿いの北部と南部とを一体した合理性

(ア) 日本海溝寄りて過去に発生した3つの津波地震に関する評価

海溝型分科会では、上記の通り津波地震が巨大な低周波地震であることを共通の認識として、日本海溝寄りて過去に3つの津波地震(北部で2つ、南部で1つ)が発生したことをも根拠に、南部でも北部でも津波地震が発生すると評価しました(甲A116・15頁、A187の5・第12回海溝型分科会4頁)。

海溝型分科会では、慶長三陸沖地震(北部)と延宝房総沖地震(南部)が、どこで起きたいかなる地震であったかを検討する際、当時公表されていた両地震に関する論文を複数取り上げ、検討材料としました。被告国が本訴訟で長期評価への異論として挙げている見解(慶長三陸地震と延宝房総沖地震の発生位置について。前者を北海道とする佐竹氏の見解、後者を海溝沿いではなく陸寄りとする石橋克彦氏の見解等)は、いずれも分科会で丁寧に検討され、他の証拠との整合性等の観点から採用しえないとして排斥されたものでした。このように様々な学説を多面的に検討した上で、最終的に両地震がいずれも日本海溝沿いで発生した津波地震であるとの結論に至った分科会における綿密な審議過程は、島崎氏・都司氏らの証人尋問調書や実際の分科会の議事録等から明らかとなっており、既にいずれも書証として提出されています。

(イ) 津波地震が日本海溝沿いの北部でも南部でも生じると判断する際、延宝房総沖地震が日本海溝寄り南部で起きた津波地震であるという、長期評価で示された知見の合理性が否定できないことは非常に重要です。なぜなら、被告国は付加体が確認されない日本海溝沿い南部のような地域では構造上、津波地震が発生しないと考えられていたように主張するからです。しかし、延宝房総沖地震は日本海溝寄り南部で起きた津波地震であるとした長期評価の判断について、他地裁で被告国が申請した佐竹証人、今村証人はいずれもこれを支持しています。今村氏は、延宝房総沖地震も、ペルー地震やニカラグア地震と同様、海溝沿いに付加体が形成されていない場所で発生した津波地震であると、明確に証言しました(甲A194の1・通頁50～51)。

つまり、日本海溝沿いの南部でも津波地震が発生す

るし、実際に過去に発生した(延宝房総沖地震)、ということについて、佐竹氏も今村氏も認めているのです。なお今村氏は日本海溝沿い南部でも津波地震を想定すべきことを前提として、想定の際延宝房総沖地震の波源モデルを用いるべきと論じているにすぎず(その場合も推計結果は敷地高さを超えることに変わりはない(O.P.[小名浜湾平均海面]+13.6M。甲A38))、南部で津波地震の発生を想定するのは不合理という国の主張に賛同するものではありませんでした。

4 被告国の主張の誤りは明らかであること

被告国は鶴氏らの論文を根拠に、津波地震は付加体の確認されていない日本海溝沿い南部では起きないとの考え方が支配的であったと主張しますが、鶴氏らは、明治三陸沖地震が発生した海底付近(日本海溝沿い北部)に付加体が見つかったことをもって、津波地震は付加体がある地域で発生するのかも知れないと提言したに過ぎません。したがって、付加体がある地域でもない地域でも津波地震が起きるとわかった時点で、鶴氏の持論はその科学的合理性が失われていたのです。

2002年当時、ペルー地震(1960年)、ニカラグア地震(1992年)についての研究が既に進んでおり、付加体が形成されていない領域でも津波地震が発生することが明らかになっていたことは、今村証言のほか(甲A194の1・50～51頁)、佐竹・谷岡・今村各氏の当時の論文か

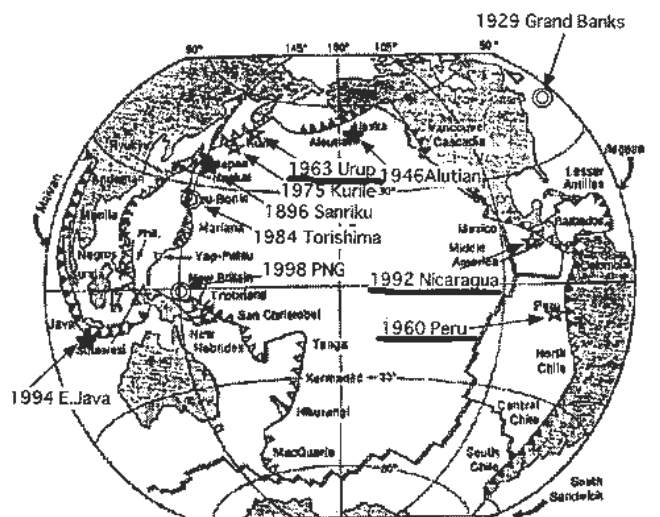


図1 環太平洋での10事例の津波地震の分布(von Huene & Scholl(1991)に加筆)。白抜三角印は顕著な付加体が発達していない。黒三角印は付加体の存在が確認されている読み込み帯の場所。タイプ①は黒星印で、タイプ②は白星印で、その他は二重丸で示している。

▲丙口177 今村文彦「津波地震で発生した津波-環太平洋の事例-」402頁

らも確認できます(谷岡・佐竹・甲A131・577頁、今村・甲A213・540頁、今村・丙口177・404頁本文及び402頁の図1〔前頁下図〕)。

念のため、今村氏の2003年論文(丙口177)における、10例の津波地震の分類を次にまとめておきます。**付加体のある地域で発生した津波地震は、10例のうちわずか3例に過ぎません**(下図)。

津波地震は付加体を形成している海底でしか発生しないという知見が支配的であったなどという被告国の主張が虚偽であることは、これをみれば一見明らかです。

その他、被告国は長期評価に対する異論として複数の論文等を挙げていますが、これらの論文等は、津波地震と無関係な分野に関する論考であるため津波地震に関する長期評価の知見と矛盾しないものであったり、1つの論文のうち被告国に都合の悪い部分は無視して被告国がつまみ食いの的に引用しているものにすぎず、これらによって長期評価の見解の合理性が否定されないことは、第92準備書面で詳細に論じましたので、ご参照ください。

なお、被告国は、「長期評価」の津波地震の想定は「津波地震の発生メカニズム」を踏まえていないので合理的根拠が認められない、と主張するので、最後にこの点について触れます。

津波地震の発生メカニズム(機序)は、「長期評価」策定時でも現在も、特定されていないことに争いはありません。

しかし、津波地震がどのように起こるかがわからなくても、どのような場所で起きるかがわかってきた(海溝沿い)以上、その地域で生じうる津波地震への防護策を講ずべきことは当然です。被告の主張では、津波地震の発生機序が解明しない限り、今でも津波地震に対する防護を先送りできることとなりますが、かかる主張は「メカニズム」論に仮託して、今後も津波地震への防護は不要、というに等しいものなのです。

結論

「長期評価」は、著名な地震学者らによる海溝型分科会での度重なる審議を踏まえて案が策定され、長期評価部会、地震調査委員会と重層的な審議を経て、公表されたものです。まさに、審議会等の検証に耐えた上で公表されたものであり、地震学上の知見に裏打ちされた客観的合理的根拠のある科学的知見といえます。

こうした「長期評価」を原子炉の安全規制に取り入れなかったことを弁解するためになされる被告国の長期評価を貶める主張に、なんらの合理的根拠もないことは明らかです。

以 上

今村文彦氏の論文による世界で確認されている10例の津波地震の分類
(佐竹健治氏・谷岡勇一郎氏協力)

1	1896年 明治三陸地震	①	沈み込み帯での付加体プリズムで発生した地震
2	1946年 アリューシャン地震		
3	1994年 東ジャワ沖地震		
4	1960年 ペルー地震	②	付加体の存在とは直接関係ない、緩やかな断層破壊を伴う地震
5	1963年 ウルップ島沖地震		
6	1992年 ニカラグア地震		
7	1975年 色丹沖地震	②又は③	③は付加体での分岐に伴う地震
8	1929年 グランド・バンクス地震	④	海底地滑りなどを伴った地震
9	1998年 パプアニューギニア地震津波		
10	1984年 鳥島近海沖地震	⑤	地震活動を原因としない現象

◀今村文彦氏の論文による世界で確認されている10例の津波地震の分類(佐竹健治氏・谷岡勇一郎氏協力)

注)5番の「1963年ウルップ島沖地震」については、今村論文404頁では①とされているが、「境界でほとんどの堆積物が沈み込んでいる」とされ、かつ402頁の図では☆(②)とされている。

原告本人尋問

2021年1月13日 福彩訴訟第35回期日

【原告番号No.14:Mさん】

事故前は双葉町に住んでいました。夫と子どもがいますが、原告となっているのは私(原告本人尋問に出廷した妻)だけです。南相馬市で生まれ、高校卒業後に東京へ行きましたが、都会の生活に疲れて22歳で南相馬に戻り、以来福島に住んでいました。夫もずっと双葉町で暮らし、結婚以後は夫の家業の石材業を、家族で営んでいます。夫は自然が好きで、山や海の幸を採り、庭木の手入れなどを楽しんでいました。

事故前は夫婦2人長男家族5人の7人で生活していました。息子たち夫婦と孫たちと一緒にいるのが何よりの楽しみだったのに、避難でバラバラになってしまいました。特に孫と離れたことが辛かったです。事故当時、長女がお産で帰省していたので、事故後の避難はたいへんでした。

事故後の避難経路ですが、長女の産後の世話が必要だったため、私は〈平成23.3.11:いわき市の長女の家 → 同3.12:白河市のホテル → 同3.13:千葉県野田市の兄の家 → 同3.16:逗子市の姉の家 → 同7.1:鎌倉市の借家 → 平成24.2.1:加須市の現住所〉と、長女に付き添って避難先を転々とせざるを得ませんでした。

また夫は、〈平成23.3.11:双葉町の公民館 → 同3.12:福島県内の長男の妻の実家 → 同3.13:千葉県野田市の勝子の兄の家 → 同3.26:埼玉スーパーアリーナ → 同3.31:加須市旧騎西高校 → 平成24.1.31:加須市の現住所〉とやはり生活の拠点を定められず、夫婦がバラバラのまま転居をくり返しておりました。

事故当時、夫は石材業を引退していましたが、私は石材業を継いだ息子を手伝って働いていました。ところが長男の妻は、事故後の負担が増えて精神的に追い詰められました。

加須市での2人だけの生活には息苦しさを感じています。収入は年金のみで不安でいっぱいです。福島にいれば、夫も山や海へ行ったり、自分も仕事や孫たちの面倒を見たりするなどできましたが、それもできず、狭い住居での二人暮らしでいらいらして文句を言いあ

ってしまうなど、夫婦関係が大きく変わってしまいました。国と東電に申し上げたいことは、原発前のもとの暮らしを戻していただきたい、ということです。

【原告番号No.24:Mさん】

事故前の住所は双葉町です。夫婦2人と息子2人が原告となっています。事故当時、夫は仕事を退職し、毎日家から車で5~6分程度のところにある郡山海岸で釣りを楽しむ日々を送っていました。

私(原告本人尋問に出廷した妻)はパートで清掃等の仕事をしておりましたが、子供たちもすでに成人してしばらく経ち、さらに夫も退職したこともあり、これからは仕事よりももう少し地域の集落での活動に力を入れようとの思いから、仕事を辞めて、2011(平成23)年4月から集落での役職を得て、活動する予定でした。

子どもは3人ですが、長男は独立しており、原告となっているのは同居している次男と三男です。次男は地元のセブンイレブンに10年以上勤務していました。三男は契約社員でしたが、事故時は有給消化中でした。

事故直後は「とにかく避難しろ」とのアナウンスで、肌着程度しか持たないまま3~4km離れた公民館に移動しましたが、混み合っていたため夫の実家に行き、さらに親族の家に身を寄せましたが、避難指示区域が連日拡大されて親族の家にもいられなくなりました。

避難経路は、〈平成23.3.11:夫婦、三男は町内の夫の実家へ(次男は店を離れられずに残る) → 同3.12:南相馬氏小高区にある夫の兄の息子の妻の実家へ3人で移動したが、ここにもいられないという情報が入り、原町区にある妻の実家へ → 同3.13:原町区の中学校の避難所へ → 同3.15:福島市にある妻の弟夫婦の家へ → 3月:夫と三男がさいたまスーパーアリーナへ/妻は両親の世話があったので福島市に残る → 同5.19:旧騎西高校で一家四人が揃う → 平成24.8.1:加須市内の原座の住居で生活(ただし夫は旧騎西高校の避難所閉鎖まで避難所にいた)〉という経緯で、私と夫は止むに止まれぬ事情から、別々の避難生活を余儀なくされました。

旧騎西高校での避難生活は集団生活で、食事などいろいろな苦勞がありました。私も避難所生活で膝の痛みがひどくなり、変形性膝関節症と診断されました。埼玉に避難していたために、平成28年に亡くなった私の

母の死に目にもあえず、このような別れ方をしたことを残念に思っています。親族や友人ともバラバラになり、疎遠になってしまった方もいます。賠償金をめぐるといさかいで、家族関係も悪化してしまいました。

避難後の夫はうつ状態で、会話もなくテレビばかり見えています。些細なことでも激しく文句を言うようになり、家族関係に齟齬が生じています。将来的には、放射能による被害が出るかもしれません。私たちがあの時に双葉町に住んでいたという事実に対して、間違いのない補償をしていただきたいと思えます。

【原告番号No.7:Oさん】

避難前の住所は南相馬市原町区で、夫婦、子ども2人、夫の父、夫の祖母の6人が原告となっています。私(原告本人尋問に出廷した妻)は南相馬市で生まれ育ちました。自宅の敷地内には家屋が2つあり、義父と義祖母、夫婦と子どもと別棟に住んでいたものの、食事は家族6人で食べるなど、一緒に過ごす時間は多かったのです。

子供は当時、小学6年と小学4年。近所にも親戚が多く、年の近い子たちで兄弟のように育っていました。夫は事故前の住所で生まれ育ちました。夫の母は出産時に亡くなり、義祖母が母親のように夫を育ててくれました。夫と義父は内装業を営み、生活の本拠は原町区にありましたが、自宅から埼玉や他の地域へと仕事で行き来していました。

避難経路は、〈平成23.3.14:夫婦と子どもは坂戸市のアパート(夫の単身生活用のアパート)へ避難、義父は原町区の自己所有アパート、義祖母は猪苗代町の公共施設に → 同8月頃:夫婦と子供は坂戸市の別の賃貸アパートへ転居 → 同年秋:義祖母が自宅へ戻る → 平成25.春:義父が自宅へ戻る → 平成26.4月:夫婦と子供は坂戸市内の現住所へ〉という経緯です。

事故当時、避難は一週間くらいと思っていましたが、子どもが通っていた福島県の学校から「お子さんを避難先の学校に入れてください」という連絡があり、埼玉の学校に転入させました。借上げ住宅は狭い上に、トラブルもあったので、戸建てへの引っ越しを決意しました。

避難によって、地域全体で子どもを育てる感覚だった避難前と違い、不安が大きく、子供たちを親戚や地域から無理やり引き離してしまったことに対する罪悪感を感じています。

ふるさとの原町に帰ることも何度も何度も検討しま

したが、放射線量が高く、子どもの将来と健康を最優先に考え、今まで避難を続けてきました。いっぽう夫は、父と高齢の祖母と離れていることに罪悪感を感じています。先祖から引き継いできた田畑などを守るために、定期的に福島に帰っていますが、まだ子供たちを連れて福島に帰ることはできません。

国と東電に申し上げたいのは、原発事故前の元の状態に戻していただきたいということです。あの事故がなければ、家族がバラバラになることもありませんでした。

【原告番号No.2:Sさん】

事故前の住所は浪江町です。夫、私(原告本人尋問に出廷した妻)、子、私の母が原告となっています。夫の母は提訴時に97歳で、訴訟継続中に亡くなり、現在は相続人が訴訟を引き継いでいます。夫は熊本出身ですが、高校卒業後に双葉町へ来て、それ以来双葉町、浪江町で暮らしていました。私は生まれも育ちも双葉町で、長男(事故時35歳)も人生すべてを双葉町・浪江町で過ごしています。

夫婦ともパークゴルフが趣味でしたが、楽しかった生活も原発事故による避難生活で一変しました。

避難経路は、〈平成23.3.12:津島小学校 → 同3.15:会津熱海温泉の旅館 → 同3.25:埼玉県内の妻の弟の自宅 → 4.1:埼玉県内の借上げ住宅 → 平成25.6.22:福島県三春町の借上げ住宅 → 平成29.6.1:現住所(福島県三春町)〉といった経緯です。

事故直後は津島小学校の体育館に避難しましたが、寒さが厳しい上にプライバシーもなく、母の介護がたいへんでした。避難直後から、母は体調が悪くなり右側にマヒしたような症状が出て物がつかめなくなりました。幻覚症状も見られるようになり、きつい言葉を使うようになりました。3月16日に受けた診断で重度の認知症が判明し、ストレスと栄養不足による体調悪化が原因といわれました。向精神薬を処方されましたが、体を痒がるようになり、夜は興奮して眠れなくなりました。目や耳も悪くなり、平成24年6月には要介護3に(従前は要介護2)。私も不眠となり、母の介護で疲弊しました。

その後、埼玉県内の私の弟の家に身を寄せましたが、6畳二間に大人6人が身を寄せ合う生活で、ある日弟夫婦が言い争っているのを聞いて、「一刻も早くここを出なければ」と思ったものの、すぐにはかなわず、その後気まずさが続きました。

避難によって友人たちとバラバラになり、私も夫も長男も人との交流がなくなり、非常にむなしく、残念な思いです。夫は避難後、怒りっぽくなってしまい、また一時身を寄せていた私の弟夫婦との関係もぎくしゃくして、今では連絡も取っていない状態です。子供たちがかわるがわる顔を出してくれた張りのある生活が失われ、母は浪江に戻れないまま亡くなりました。「つらい長生きをさせてしまった」と気の毒に思います。

国と東電に申し上げたいのは、事故直後から数年間の時間が、記憶からすっぱり抜け落ちているということ。その時間を返してほしいということです。

裁判を傍聴して

原告の証言を聞きながら、事故直後の混乱と恐怖がいかに凄まじかったを実感しました。原発事故避難者の中には、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を負っていると診断された方もいらっしゃいます。「なぜ先の見通しもないのに避難したのか」「なぜ覚えていないのか」と原告を問い詰める被告側弁護人。どの口でそんな言葉を平然と吐けるのか。何の情報も出さず、何の支援も補償もしないまま、一寸先の生活を見通せないまでに原告を追いつめて行ったのは、あなた方でしょう。(事務局:K)

相反する2つの高裁判決

2021年1月21日、原発避難者群馬訴訟2審判決で東京高裁は国の責任を認めた1審判決を取り消し、国の責任を認めませんでした。

1審の前橋地裁判決(2017年)は「津波を予測して事故は防ぐことができた」として、全国の集団訴訟で初めて国と東京電力の責任を認めましたが、2審・東京高裁の足立哲哉判長は「津波の発生を予測できたとは言えず、防潮堤などを設置したとしても、津波による原発内の浸水は防げず、原発事故の発生を回避することはできなかった」とし、東電の賠償金の増額を認めたものの、国の責任を認めませんでした。

国を相手取った原発避難者訴訟の高裁判決としては全国で2件目で、国の責任を認めた2020年9月の仙台

高裁の判決と明暗が分かれましました。ポイントは重要な争点となっている「長期評価」をどう見るかで、福彩訴訟でも原告側弁護人が「長期評価」の客観性・合理性を再三再四強調するのも、こうした理由からなのです。



福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2020/5/31現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ代表	小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
安藤 聡彦	埼玉大学教授	篠永 宣孝	大東文化大学教授
石川 逸子	詩人、作家	菅井 益郎	国学院大学教授
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	須永 和博	獨協大学外国語学部
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長
井戸川克隆	前双葉町長	田中 司	立教小学校元校長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人	山田 昭次	立教大学名誉教授(日本近代史)
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長	渡邊 泉	東京農工大学准教授

☞ 支援する会の年会費は一口1,000円です (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称:福彩支援) ▶ ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

* 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582